

要 望 書

全国市議会議長会は、平成25年度建設運輸施策について
別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におか
れましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成24年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 関 谷 博
(下関市議会議長)

全国市議会議長会建設運輸委員会
委員長 吉田耕一
(坂出市議会議長)

目 次

1. 自然災害対策の推進	1
2. 各種交通基盤整備の推進	6
3. 都市基盤整備の推進	11
4. 観光立国の推進	14

1. 自然災害対策の推進

東日本大震災が従来の想定を大きく超えた大規模かつ広域的な災害であったことを踏まえ、今後、地震・津波発生の高危険性が高い地域に対する防災・減災対策の抜本的見直しが急務となっている。

また、近年、台風や豪雨などに起因する水害や土砂災害が多発し、多くの人命が失われるなど甚大な被害が発生していることから、住民の生命、財産を守るため、これら自然災害対策の更なる充実強化が喫緊の課題となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地震・津波対策について

- (1) 地震防災対策の各法律に基づく地震・津波対策について、各種施策の早期具現化を図るとともに、災害防止対策に重点的な予算配分を行うこと。併せて地方負担額の軽減措置を講じること。

(2) 地震に対する備えとして行う防災関連事業の補助率の嵩上げ及び地方財政措置の充実を図るとともに、防災・減災に資する緊急対策の実施及び財政支援制度の創設を図ること。

また、防災・減災に対する各種補助事業については、使い勝手のよいものとする。

(3) 津波防御に資する海岸堤防整備に加え、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月27日施行）」により、津波防護施設に位置付けられた盛土構造の道路などについて、財政支援等の必要な対策の拡充強化を図ること。

(4) 津波浸水想定区域の避難路、避難タワー、避難マウンド、防潮堤の築造及び民間事業所等を避難場所とする場合の改修など、各自治体を実施する津波対策に係る事業について、補助金等の財政措置を講じるなど、補助制度の充実を図ることにより、強力な支援体制を整備すること。

また、安全で、安価な避難タワー等の避難施設の建設を早期に進めるため、津波高等に応じた設計指針を確立すること。

(5) 学校施設、公民館、体育館、庁舎など災害時に避難・防災拠点となる公共・公用施設の耐震診断や耐震改修に対して、財政措置を拡充すること。併せて、民間施設・住宅家屋等についても耐震化を促進するための財政措置の拡充強化を図ること。

- (6) 東日本大震災により被害を受けた下水道、堤防、道路、港湾などの社会基盤施設及び宅地等の液状化対策を支援するため、特別立法を制定すること。また、今後の地震等により液状化の発生が懸念される地域についても早期に対策を講じること。

2. 災害時の情報伝達等の充実強化について

- (1) 地震予知システム及びGPS波浪計や海底津波計等の津波観測システムを早急に整備すること。
- (2) 災害発生時に、迅速な情報収集・提供を図る防災無線などの各種情報通信手段の整備を推進すること。
- (3) 沿岸域で活動するマリンスポーツ観光客等の海浜利用者には、風向きや波の音で鐘音又はサイレンによる警報が届かないことが懸念されることから、現行のサイレンによる伝達手段の課題等を再検証するとともに、旗など視覚に訴える標識による伝達が可能となるよう、関係法令の規定を整備すること。
- (4) 災害情報の把握や伝達、避難のため、高齢者などの災害弱者・要援護者を対象とした防災情報の共有化を図るとともに、防災に対する一層の広報・啓発活動を行うこと。

3. 治山・治水対策について

- (1) 頻発する台風や大規模豪雨などによる被害を踏まえ、災害に対する安全度を確実かつ早期に向上させるため、ハード・ソフト対策を連携させた効率的で重点的な水害・土砂災害対策を図ること。
- (2) 急傾斜地の崩壊、土石流や地すべりなどから住民の生命、財産を守る土砂災害防止法及び急傾斜地法に規定されている各施策の一層の強化を図ること。
また、深層崩壊について、その頻度が特に高いと推定される地域を中心に、発生メカニズム等の研究も含め、詳細調査とその対策を実施すること。
- (3) 流域治水にかかる基本的方針の策定に際しては、利水・流域環境整備の視点も踏まえ、総合的な治水対策の推進を図ること。
- (4) 集中豪雨により都市部を中心に発生する河川の急激な増水や、地下街への浸水などの災害を防止、軽減するため、「下水道浸水被害軽減総合事業」などに対する支援制度の拡充強化を図ること。

4. 災害復旧・復興支援について

- (1) 被災者生活支援に対する財政支援の充実強化を図ること。
また、被災者生活再建支援制度の対象となる住宅被害状況に、一部損壊を加えるなど要件の緩和を図ること。

- (2) 地震などで住宅が被災した場合の支援策である、「住宅応急修理制度」を拡充強化するとともに、自然災害に対する保険や共済制度など被災住宅の再建を支援する制度を国において創設すること。
- (3) 「災害援護資金」については、被災者の実情に即し、償還免除要件の拡大や償還期限の再延長など制度の柔軟化を図ること。
- (4) 豪雪地域における雪処理の担い手を確保・育成するため、効率的・効果的な地域除排雪体制の整備を推進するなど、各種雪対策の一層の充実を図ること。

5. 災害時における指定都市の権限の確立について

- (1) 指定都市が自立的・自発的に被災者の救助・救援に当たることができるよう、災害救助法において指定都市の市長を救助の主体と位置付けるなど、災害対応法制の見直しを行うこと。
- (2) 都道府県知事の応急措置に係る従事命令等の権限を、当初から指定都市の市長も行使できるよう、災害対策基本法の改正など、災害対応法制の見直しを行うこと。

また、国における広域支援の枠組みの検討に当たっては、指定都市も支援の主体とするとともに、指定都市の意見を十分反映させる制度とすること。

2. 各種交通基盤整備の推進

道路、鉄道、空港、港湾などの各種交通基盤は、地域相互の交流と連携を支えるとともに、住民生活や地域の経済、産業を発展させる重要な社会資本である。

しかしながら、高規格幹線道路網の供用率は7割にとどまり、連続したネットワークが形成されていないため、効果が最大限に発揮されず、また、高齢者や子どもなど交通弱者の生活を支える地方鉄道やバス路線の廃止が相次ぐなど、各種交通を取り巻く環境は厳しいものとなっていることから、より一層の整備促進や支援施策の充実を図る必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 道路の整備促進について

- (1) 流通や観光等による経済効果をもたらすほか、災害発生時に救援、復旧活動のための「命の道」としての役割を果たす高規格幹線道路網について、その早期完成に向けた明確な方向性を示すとともに、恒久財源の確保に万全を期すこと。また、高規格幹線道路と一体となって高速交通体系を成す地域高規格道路の整備についても所要の財源を確保すること。

(2) 高速道路のミッシングリンク（未開通区間）解消及び暫定2車線区間の4車線化の速やかな実現を図ること。

(3) 高速道路料金については、公正妥当な料金の実現及び利用率向上のため低減への努力を行うとともに、安定的でシンプルな料金制度を構築すること。

また、本州四国連絡高速道路等の特別料金については、国土の均衡ある振興・発展のため、他区間と著しく大きな差を生じさせないよう配慮すること。

(4) 高速道路の更新費用等と償還の扱いについては、債務の確実な償還と将来の更新等に対応可能なものとする。

(5) 一般国道及び地方道の慢性的な交通渋滞の解消等を図るため、4車線化やバイパス、環状道路などの整備を促進するとともに必要な財源を確保すること。

また、住民生活や地域経済の障害である自動車交通不能区間の早急な整備を図ること。

(6) 橋梁等の道路施設の老朽化対策として、改築及び維持管理に必要な支援策の充実強化を図ること。

(7) 安全・安心な市民生活に必要な道路除排雪体制の充実強化を図ること。

2. 新幹線鉄道の整備促進について

(1) 全国新幹線鉄道整備法の基本計画により定められた全国新幹線鉄道網の早期実現を図ること。

(2) 整備新幹線の着工区間については、一日も早い完成を図るとともに、未着工区間については、整備方針を早期に策定すること。

なお、その整備に当たっては、公共事業費の重点配分や貸付料の活用などにより、安定的な事業推進が可能となるよう建設財源の確保を図るとともに、地方負担については適切な財源支援策を講じること。また、地元の産業振興に資するよう適切な配慮を行うこと。

(3) リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期全線同時開業を推進するための諸施策に着手すること。

(4) 新幹線整備に当たっては、沿線自治体のまちづくりに係る都市計画事業等の進捗に支障が出ないように、着実に整備を進めること。また、運行本数の確保、旅客利便性の向上及び新幹線駅舎・駅周辺整備などに対する支援を行うこと。

(5) 新幹線開業時にJRから経営分離される並行在来線について、鉄道資産取得等の初期投資等に対し、交付税措置等による助成措置を講じること。また、JRから譲渡される鉄道資産については、無償譲渡、若しくは収益性に基づいた価格設定がされるよう、ルール化すること。

- (6) 地域住民の足となる並行在来線の経営が新幹線開通後も成り立つよう、事業運営に対し、交付税措置等による助成措置を講じること。

3. 地域公共交通に対する支援策の強化について

地域住民の通学・通勤に加え、買い物や通院等の日常生活に必要な移動のための手段として不可欠な鉄道や乗合バス、コミュニティバス、乗合タクシー、フェリーなどの地域公共交通については、現行路線の維持存続を図るとともに、事業の継続実施を支援する制度の拡充強化を図ること。また、将来にわたる安定的な経営及び地域の実情に合った多様な取組に対する柔軟な支援が可能となるよう、財政的な措置も含め、制度等の拡充を図ること。

なお、未開通区間については、路線の早期整備に対する支援の充実強化を図ること。

4. 地域航空路線の整備促進について

- (1) 地方航空路線は地域の経済発展や特色ある産業の育成に大きな効果を与えることから、路線維持のための措置を講じること。

- (2) 空港へアクセスする鉄道及び道路等の整備促進を図るとともに、空港を拠点とした地域振興策を推進すること。

5. 港湾の整備推進について

- (1) 港湾を大規模災害に備えた防災拠点とするため、耐震強化岸壁、地震・津波対策に資する防波堤整備など災害対応力を強化するとともに、地域経済の活性化に資する、基盤整備の充実を図ること。
- (2) 我が国の貿易取扱量の99%を占める港湾は、重要な貿易拠点であることから、港湾関係施策を充実強化し、グローバル化に一層対応した国際競争力の向上を図ること。
- (3) 港湾整備に当たり、地方自治体が行う岸壁・防波堤築造、航路浚渫、埠頭用地創成等についての一層の支援措置を講じること。また、地元の利用が主体となっている地方港湾と第一種及び第二種漁港の整備のために交付される、港整備交付金の負担率及び補助率の嵩上げを図ること。

6. 離島航路・航空路に対する支援について

離島の生命線となっている離島航路・航空路の維持確保を図るため、「離島航路航空路整備法」を早期に制定し、航空機の購入や運航費の補助など、支援策の充実強化を図ること。

3. 都市基盤整備の推進

街路、上下水道や公園などの都市基盤は、住民にとって快適で豊かな生活環境をもたらすとともに、地域活性化に不可欠なものである。

しかしながら、多くの社会資本の老朽化が深刻となるなど、様々な問題を抱えており、また、中心市街地等の整備については、今後更に進行するとされる少子高齢化への対応が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 社会インフラ整備の推進について

- (1) 道路、橋梁、上下水道、河川管理施設など社会インフラの経年劣化対策については、補助・交付金制度の拡充を図るとともに、必要な事業予算を確保すること。
- (2) 良好な住環境の整備に資する下水道の普及促進を図るため、普及が立ち遅れている地域の下水道整備を推進すること。

(3) 下水道施設の新規整備については、国庫補助率の更なる嵩上げを行い、下水道事業債への依存割合を軽減すること。

また、既存の下水道施設の修繕等の維持補修にかかる費用についても、国庫補助対象とすること。

2. 中心市街地活性化の推進について

(1) 「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく中心市街地活性化への取組について、更なる財政措置など各種支援の充実強化を図ること。特に、病院や福祉施設等のまちなかへの移転促進や空きビルの有効活用などを推進すること。

(2) 中心市街地における交流拠点としての多目的広場やアーケード、駐車場等の整備に対する支援を拡充すること。

(3) 経済的で地球環境の負荷軽減も期待できる自転車の安全かつ快適な利活用のため、自転車レーンの整備等を図ること。なお、社会問題となっている放置自転車について、駐輪場整備等の対策を強化すること。

3. 都市公園の整備推進について

(1) 良好な生活環境形成のため、都市公園整備を促進する都市公園事業・緑地環境整備支援事業に対し、十分な支援措置を講じること。

また、歴史や景観など地域の特色を活用した公園設置を推進すること。

(2) 災害に強いまちづくりのため、震災時等の避難地や復旧・復興の拠点となるよう防災公園の整備を推進すること。

4. 郵便局サービスの維持について

過疎地域等の利便性維持のため、郵便局により郵便・貯金・保険のサービスが一体的かつ確実に提供されるよう所要の措置を講じること。

4. 観光立国の推進

観光は、地域経済の活性化、地域間の交流人口や雇用の拡大、国際相互理解の促進など幅広い意義を有している。

しかしながら、東日本大震災の影響等による訪日外国人旅行者の減少傾向は回復基調にあるものの、観光立国の実現には、観光産業の国際競争力強化や魅力あふれる観光地の形成に対する更なる支援が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 訪日外国人の増加に向けた施策について

- (1) 観光安全情報の発信と訪日旅行プランの販売促進等のプロモーションに対する支援を積極的に実施すること。
- (2) 地域に与える経済波及効果の大きさ、ビジネス機会の創出など幅広い経済的意義を有する国際会議や展示会等の開催について国が主体となって誘致をすること。
- (3) 震災被害を受けた地域及び風評被害を受けている地域への旅行者を対象とする宿泊費の助成などの支援策を講じること。

2. 観光圏整備事業等の拡充について

- (1) 滞在型観光を促進するため、地方自治体や関係団体・企業等が連携し、地域の観光圏を創造する「観光圏整備事業」の一層の充実を図ること。
- (2) 外国人旅行者の受入環境の整備のため、地方自治体や地域が実施する案内所の設置や多言語パンフレットの作成等に対する支援措置を強化すること。
- (3) 観光圏内の鉄道やバス、船舶等の交通機関を共通して利用できる観光客向け周遊券の導入や販売促進等に対する支援を図ること。